

## 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会育成費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の社会福祉の推進を図るため、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が実施する事業が適切かつ円滑に運営されるよう、市社協に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象及び補助額)

第2条 この補助金の交付の対象は、次に掲げる経費とし、補助額は予算の範囲内とする。

- (1) 社会福祉協議会育成費
- (2) ボランティア活動推進費
- (3) 生活困窮者緊急援護資金
- (4) 民間社会福祉施設従事者福利厚生費

### (交付の申請)

第3条 この補助金の交付申請は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会育成費等補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

### (交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理し適当と認めたときは速やかに補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付指令書（第2号様式）により通知し、補助金を交付するものとする。

### (交付方法と交付時期)

第5条 交付方法は、事業遂行に必要な経費のため概算払いとする。

- 2 市長は、この補助金の交付にあたり当該年度中に数回に分割して交付することができるものとする。

### (優先発注)

第6条 市社協は、第4条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業

者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき
- (2) その他市長が必要と認めるとき

（報告）

第7条 市社協は、当該年度終了後30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会育成費等補助金実績報告書（第3号様式）
- (2) 事業報告書及び収支決算書
- (3) 発注実績報告書（第4号様式）
- (4) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 市社協は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第6号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該法人に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第4号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第6条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（調査及び指導）

第8条 市長は、必要に応じて事業実施状況を調査し、報告を求め、事業の実施が不相当と認められるときは指導を行うことができる。

(返還)

第9条 市長は、市社協が次の各号の一に該当する場合は、補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の指導に応じないとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 補助金に残額が生じたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。